

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び旭川市契約事務取扱規則（昭和 39 年旭川市規則第 22 号）第 3 条の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 25 日

旭川市長 今 津 寛 介

1 入札に付する業務の内容

- |           |                                                                                                                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 入札番号  | 2 番                                                                                                                                       |
| (2) 業 務 名 | 北星地区ほか総合除雪維持業務委託                                                                                                                          |
| (3) 業務箇所  | 旭川市旭町 1 条 3 丁目ほか                                                                                                                          |
| (4) 履行期間  | 令和 8 年 11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日まで                                                                                                       |
| (5) 履行方式  | 共同履行方式                                                                                                                                    |
| (6) 業務概要  | 車道除雪延長 596.0 km<br>歩道除雪延長 134.1 km<br>地区総合除雪業務 一式<br>雪寒路線排雪業務 一式<br>雪堆積場解体業務（特定河川雪堆積場） 一式<br>雪堆積場解体業務（その他雪堆積場） 一式<br>緊急除雪業務 一式<br>土木業務 一式 |
| (7) 設計金額  | 836,390,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）                                                                                                          |

2 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たす共同企業体であること。

- (1) 構成員は、次の全ての要件を満たしていること。
- ア 旭川市建設工事等競争入札参加資格名簿の地域区分が「11 市内」、「22 市外」若しくは「32 市外」で登録されている者又は旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿の地域区分が「51 市内」、「52 近隣 8 町」若しくは「53 準市内」で登録されている者であること。
- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- ウ 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- オ この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。ただし、資本関係又は人的関係にある者が一つの共同企業体に属している場合を除く（資本関係・人的関係については 17(2) 参照。）。
- (2) 構成員の数が 9 者以上で構成されていること。
- (3) 各構成員の最低出資比率は、均等割の 10 分の 1 以上とする。
- (4) 各構成員が、令和 8 年 9 月 25 日に公告する「中央地区ほか総合除雪維持業務委託」、「北星地区ほか総合除雪維持業務委託」、「神居・神楽地区ほか総合除雪維持業務委託」及び「永山・新旭川地区総合除雪維持業務委託」（以下「4 地区総合除雪

維持業務委託」という。)の入札において、2以上の共同企業体(同一の構成員で構成される共同企業体を除く。)の構成員となっていないこと。

- (5) 構成員のうち1人以上が伐採後の木の根、枝、ぼさに係る旭川市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。
- (6) 代表者は、旭川市建設工事等競争入札参加資格において、業種区分「土木一式工事」の入札参加資格がA等級以上に格付けされていること又は旭川市建設工事等競争入札参加資格において、「舗装工事」の総合評定数値が910点以上であること。
- (7) 当該業務の履行に必要な次の除雪車両等を有していること。

|                           |       |
|---------------------------|-------|
| ア 除雪ドーザ(1.0立方メートル級以上)     | 47台以上 |
| イ 除雪グレーダ(4.0メートル級以上)      | 5台以上  |
| ウ ロータリ除雪車(147キロワット級以上)    | 6台以上  |
| エ 除雪トラック(7トン級以上)          | 4台以上  |
| オ 歩道除雪機                   | 16台以上 |
| カ 防滑車両                    | 3台以上  |
| キ 湿地ブルドーザ(排気ガス対策車13トン級以上) | 7台以上  |

### 3 設計図書の閲覧

本業務に係る設計図書及び図面は、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧場所 旭川市土木事業所(旭川市東旭川町下兵村6番地の2)
- (2) 閲覧期間 令和8年9月25日(金)から令和8年10月20日(火)まで(旭川市の休日定める条例(平成5年旭川市条例第3号)第1条第1項に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前8時45分から午後5時15分まで

### 4 申請書等の提出期間及び提出場所

この一般競争入札に参加を希望する者は、2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書及び資料を提出し、市長から入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 申請書等
  - ア 一般競争入札参加資格確認申請書
  - イ 旭川市土木部共同企業体協定書
  - ウ 保有除雪車両調書(添付書類あり)
  - エ 資本関係・人的関係調書
- (2) 提出期間  
令和8年9月25日(金)から令和8年10月6日(火)まで(休日を除く。)の午前8時45分から午後5時15分まで
- (3) 提出場所  
旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎4階  
旭川市土木部土木総務課(電話 0166-25-9700)
- (4) 申請書等の入手方法  
(3)において(2)の期間中無償で配布するほか、次のアドレスの旭川市土木部土木総務課ホームページにおいてダウンロードできる。  
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/p000562.html>
- (5) 提出方法  
持参すること(郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。)

### 5 入札参加資格の確認

令和8年10月7日（水）までに書面により通知する。入札参加資格がないと認められた者は、令和8年10月13日（火）までに市長に対し書面（様式は任意）によりその理由について、説明を求めることができる。

この場合において、市長は令和8年10月16日（金）までに書面により回答する。

## 6 入札方法

- (1) この一般競争入札の入札は、郵送によること（持参又はファクシミリによる入札は認めない。）。
- (2) 入札回数は1回とする。
- (3) 総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札書等の郵送方法等

### (1) 入札書等の郵送方法

入札書及び委託費内訳書を封筒に入れ、配達日指定郵便で、かつ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送しなければならない。

### (2) 入札書等の到達日

配達日指定郵便の指定日は、令和8年10月23日（金）とする。

### (3) 入札書等の送付先

4(3)に同じ。

## 8 開札

### (1) 開札の日時 令和8年10月23日（金）午後1時

### (2) 開札の場所 旭川市役所第二庁舎4階会議室4C（旭川市7条通10丁目）

### (3) 開札の方法

入札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うものとする。

なお、入札結果は、落札決定後、落札者に通知するとともに、次のアドレスの旭川市土木部土木総務課ホームページにおいて速やかに公表する。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/574/70000000/70050000/p000571.html>

### (4) 開札の傍聴

入札参加者は、旭川市土木部一般競争入札等（郵送方式）実施要領の規定に基づき、1者につき1名まで開札を傍聴することができるので、開札当日、開札時刻の10分前までに4(3)まで申し込むこと。

## 9 支払回数

6回払いとする。

## 10 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

## 11 入札保証金及び契約保証金

免除する。

## 12 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該業務の入札を延期し、又は中止することがある。

### 13 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札、旭川市土木部郵便入札心得等において示した入札に関する条件に違反した入札及び設計金額を超える入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、市長が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

落札者の決定については、16(2)により保留とされた入札を除き、入札番号の小さい順から行い、4 地区総合除雪維持業務委託において、1 件でも落札した者のした他の入札（同一の構成員で構成される共同企業体のした他の入札も含む。）は無効とする。

### 14 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、低入札価格調査制度を適用する場合において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

### 15 委託費内訳書の提出

- (1) 入札書に記載される入札金額に対応した委託費内訳書を指定する様式で作成し、入札書とともに同封すること。
- (2) 委託費内訳書は返却しない。

### 16 低入札価格の調査

- (1) 本業務は、旭川市土木部低入札価格調査要領に基づく調査対象業務である。
- (2) 4 地区総合除雪維持業務委託において、調査基準価格を下回る入札により落札者の決定が保留された場合、以降の落札者の決定において、当該入札に参加した者が入札した他の業務委託（同一の構成員で構成される共同企業体が入札した他の業務委託も含む。）についても落札者の決定を保留する。
- (3) 落札者の決定を保留された業務委託の落札者を決定するに当たっては、入札番号の小さい順から行う。

### 17 その他

- (1) 入札参加者は、旭川市契約事務取扱規則、旭川市土木部郵便入札心得その他関係法令を遵守すること。
- (2) 2(1)オでいう資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。

#### ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

(ｲ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア、イと同視し得る特定関係があると認められる場合

(3) 入札に関する問合せ先

４(3)に同じ。

なお、入札の公平性を保つため、質問及び回答内容の公表を必要と認める場合には、書面により質問の提出を求める。